

# 介護保険通信

## 介護保険関連の 税情報等 についてお知らせします



### おむつ代の医療費控除について

おむつ代については、医師から「寝たきりの状態にあり、おむつの使用が必要」と認める『おむつ使用証明書』の交付を受けることにより医療費控除の対象になります。

ただし、この医療費控除を受けることが2年目以降の方で介護保険の要介護認定を受けている方については、「市が主治医意見書の内容を確認した書類」（『おむつ代医療費控除証明書』）でもよいとされています。

なお、この証明書とおむつ代の領収書は確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

〔H23年分についてはH24年1月から交付できます〕



### 高齢者の税法上の障がい者控除について

- 所得税や住民税の申告における障がい者控除は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けている方のほか、障がい者に準ずる者として市が認定した65歳以上の方も対象となります。
- 障がい者手帳等をお持ちでなく、日常生活において障がいを有する方（例：介護保険の要介護認定者など）のうち、一定の要件を満たす方については、障がい者控除対象者認定書を交付します。



#### 証明書・認定書交付窓口 および お問い合わせ先

- 高齢者福祉課  
介護保険のお問い合わせ TEL.21-6972  
おむつ代医療費控除証明書交付窓口 TEL.21-6971  
障がい者控除対象者認定書交付窓口 TEL.21-6967
- 各支所 健康福祉課 または 市民福祉課



## 介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります



医療費控除の対象となる介護保険サービスは次のとおりです。

### 在宅サービスを利用している方

- ① 次のいずれかの医療系サービスを利用している
- 訪問看護、介護予防訪問看護
  - 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
  - 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
  - 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
  - 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

いいえ

医療費控除の対象になりません



はい

- ② 上記①のサービスと併せて、次のいずれかの福祉系サービスを利用している

- 訪問介護(生活援助が中心である場合は除く)、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

はい

いいえ

- ①で利用しているサービスの「1割の自己負担」、(介護予防)短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」、(介護予防)通所リハビリの利用による「食費」  
②で利用しているサービスの「1割の自己負担」が医療費控除の対象です

- ①で利用しているサービスの「1割の自己負担」、(介護予防)短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」  
(介護予防)通所リハビリの利用による「食費」が医療費控除の対象です

### 施設サービスを利用している方

- ① 特別養護老人ホームに入所している

はい

「1割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額の1/2が医療費控除の対象です

- ② 介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している

はい

「1割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額が医療費控除の対象です

ご注意

※医療費控除を受けるためには、サービス事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された「居宅サービス等利用料領収証」、「指定介護老人福祉施設等利用料等領収証」などが必要です。

※高額介護サービス費による払い戻しを受けているときは、払い戻された金額を除いた額が医療費控除の対象になります。

※介護保険サービスを利用したときに、併せて支払っている「日常生活費」や「特別な部屋代」、「特別な食事代」などは医療費控除の対象にはなりません。

### 次のサービスは医療費控除の対象になりません。

- 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護
- 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入
- 住宅改修、介護予防住宅改修(ただし、固定資産税の減額を受けられる場合があります。詳細については資産税課へお問い合わせ下さい。)



医療費控除に関するお問い合わせ先 ● 出雲税務署 (TEL 21-0440) ● 市役所 市民税課(TEL 21-6770・21-6898)